

答 申 書

令和2年2月6日

安曇野市長 宮澤 宗弘 様

安曇野市情報公開・個人情報保護審査会
会長 宮澤 正士

公用車に設置するドライブレコーダーによる、本人の同意がない個人情報の収集及び外部提供について（答申）

安曇野市個人情報保護条例第8条第2項第6号及び第9条第1項第6号の規定により、公用車に設置するドライブレコーダーによる、本人の同意がない個人情報の収集及び外部提供に関してなされた諮問について、下記のとおり答申する。

記

第1 審査会の結論

市が、公用車にドライブレコーダーを設置することにより、車両周辺の不特定多数の通行人等の映像を本人の同意なく収集保管すること、また、公用車の運転時の事故等が発生した場合に限り、ドライブレコーダーに記録された映像データ等を、捜査機関のほか、保険会社等の事故の関係者に提供することは、認められると判断する。

第2 諮問の趣旨

市は、令和元7月17日付けの諮問書において、公用車に設置するドライブレコーダーによる、本人の同意がない個人情報の収集及び外部提供について次のように説明している。

- 1 市では、公用車を走行中に発生した交通事故において事故の責任の明確化と処理の迅速化を図るため、公用車の一部にドライブレコーダーを設置している。現在設置しているドライブレコーダーは、走行時に前方の状況を録画し、その映像を一定期間保存することができるが、不特定多数の通行人等の映像を本人の同意を得ずに収集保管することになるため、安曇野市個人情報保護条例（以下、「条例」という。）第8条第2項第6号の規定に基づき諮問するものである。
- 2 また、公用車が事故に遭遇した場合は、ドライブレコーダーに記録された映像データ（以下、「データ」という。）を捜査機関のほか保険会社にも提供することが想定されるため、条例第9条第1項第6号の規定に基づき諮問するものである。

第3 審査会における審議

審査会は、審議過程において、ドライブレコーダーの設置及び管理運用状況等について、市から説明を受け、以下の事項を確認した。

- 1 現在のドライブレコーダーの設置及び管理運用状況について

- (1) 職員の安全意識の向上と事故が発生した際の事故責任の明確化や事故処理の迅速化のために、平成 31 年 3 月末現在で、公用車 335 台のうち 53 台にドライブレコーダーを設置している。ドライブレコーダーが設置されている公用車には共用車両（職員の誰でも使用できる車両）も含まれる。
- (2) 設置している公用車を管理している所管課は 3 課ある。
- (3) データの提供について、現在までドライブレコーダーが設置された車両の事故が発生したことがないため、捜査機関や保険会社等の外部に提供した事例はない。

2 今後のドライブレコーダーの設置及び管理運用方針について

- (1) 今後は、公用車の更新時にドライブレコーダーの設置を拡大する方針であり、令和元年度は新たに 16 台にドライブレコーダーを設置済みである。
- (2) 今後は、安曇野市公用車ドライブレコーダーに関する要綱（以下、「要綱」という。）を定め、要綱に従って設置及び管理運用を行う方針である。当該要綱の主な内容は以下のとおりである。

ア ドライブレコーダーの設置等（第 3 条）

- (ア) ドライブレコーダーの設置目的は、公用車の運転時の事故等を防止すること及び職員に対する安全運転教育に用いること並びに事故等の発生時における状況及び原因を明らかにして適切な処理を図ることに必要な限度とする（第 1 項）。
- (イ) ドライブレコーダーを設置した公用車には、当該装置が設置してある旨を市民等が視認しやすい方法により表示しなければならない（第 2 項）。
- (ウ) ドライブレコーダーの作動時間は、公用車の運転時に限り作動させるものとし、運転者は、常時記録しなければならない（第 3 項）。

イ 管理責任者等（第 4 条）

- (ア) ドライブレコーダー及びデータ等の管理責任者及び管理担当者（以下、「管理責任者等」という。）を置く（第 1 項）。管理責任者は、公用車を管理する課等の長とし、管理責任者は所属職員のうちから管理担当者を指定する（第 2 項、第 3 項）。
- (イ) 管理責任者等は、ドライブレコーダーの適正な管理及びデータの漏洩防止を図るために必要な措置を講じなければならないほか（第 4 項）、退職後も含めて、データ等から知り得た情報について、他人に漏らし、又は不当な目的のために利用してはならない（第 5 項）。

ウ 記録媒体の取扱い（第 5 条）

- (ア) ドライブレコーダーの記録媒体は、ドライブレコーダーに常時装着しなければならない（第 1 項）。
- (イ) 管理責任者等は、第 8 条に規定するデータ等の利用が認められる場合に限り記録媒体を取り外すことができる（第 2 項）。取り外した記録媒体及び複製データの記録媒体は、施錠可能な保管庫に保管しなければならない（第 3 項）。

エ データ等の加工（第 6 条）

データ等は加工してはならない。ただし、複製データについては、個人情報保護の観点から特に配慮を要すると認めるときは加工することができる。

オ データ等の保存（第7条）

- (ア) データの保存期間は自動で上書きされるまでとする（第1項）。
- (イ) 複製データの保存期間は30日とするが、利用目的に鑑みて特に必要と認めるときは、保存期間を延長することができる（第2項）。
- (ウ) 保存期間を経過した複製データは、消去、記録媒体の破砕等により当該データを復元できないように適正に処分しなければならない（第3項）。

カ データ等の利用等（第8条）

データ等は第3条に定める設置目的以外の目的に利用してはならず、公用車に係る事故等の関係者又は捜査機関に提供する場合以外は提供してはならない。ただし、(1)法令または条例に定めがある場合、(2)人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要な場合は例外とする。

キ データ等の利用等の手続（第9条）

- (ア) 第8条によってデータ等を提供する場合は、利用目的に必要な限度とするとともに提供する相手方に対し、データ等の適正な管理等の事項を遵守させなければならない（第1項）。
- (イ) 第8条によってデータ等を利用又は提供した場合は、理由、期日、相手方、データ内容等を記録しなければならない（第2項）。

ク 苦情等への対応（第10条）

市民等から苦情を受けたときは、管理責任者が迅速かつ適切に対応押しなければならない。

第4 審査会の判断

1 個人情報の収集保管について

- (1) 条例第8条は、収集の制限として、第1項において「実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な限度において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。」と規定し、第2項第6号ただし書きにおいて、個人情報を本人から収集しなければならない例外として「実施機関が安曇野市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いたうえで、公益上必要があると認めたとき。」と規定している。そこで、ドライブレコーダーを設置することにより、個人情報の収集を行うに際しては、公益上必要があると認められること、ドライブレコーダー設置の目的を明確にし、目的を達成するために必要な限度において個人情報を収集することが必要である。また、収集した個人情報の保管については、安全かつ適正に維持管理されることが必要となる。
- (2) まず、公益上の必要性について、市として、公用車の運転時の事故等を防止すること、職員の安全意識の向上、事故が発生した際の事故責任の明確化や事故処理の迅速化を図ることは有益であるから、公益上必要があると認められる。
- (3) 次に、ドライブレコーダーの設置について、要綱第3条第1項では、公用車の運転時の事故等を防止すること及び職員に対する安全運転教育に用いること並びに事故等の発生時における状況及び原因を明らかにして適切な処理を図ることに必

要な限度で設置すると定められており、ドライブレコーダー設置の目的を明確にし、目的達成に必要な限度で個人情報を収集することが明示されている。また、同第2項では、ドライブレコーダーを設置してあることを市民が視認しやすい方法により表示することとし、同3項では、ドライブレコーダーは公用車の運転時に限り作動させるものとして個人情報の収集時間を限定しているほか、運転時は常時記録として運転者によって作動不作動がないようにしている。

- (4) また、ドライブレコーダー及びデータの管理を適正に行うため、要綱第4条では、管理責任者等を置くこととし、管理責任者は所管課等の長をもって充てると規定して管理責任者を明確にしている。また、管理責任者等は、ドライブレコーダーの適正な管理及びデータ等の漏洩防止を図るため、必要な措置を講じなければならないとしているほか、管理責任者等には、退職後も含めた守秘義務を課している。また、要綱第5条では、記録媒体は常時装着しなければならないとし、管理責任者等が要綱第8条の規定に基づき利用や提供が認められる場合に限り取り外すことが出来るとして、管理責任者等以外の者が記録媒体を取り外すことを禁止しているほか、管理責任者等は、取り外した記録媒体及び複製データにかかる記録媒体を施錠可能な保管庫に保管しなければならないとして、漏洩防止策を明記している。なお、公用車の運行については、運行記録等により、運行時間、運転者、行先、運行距離等が管理されているため、記録媒体が取り外された場合であっても運転者等を特定することが可能である。さらに、要綱においては、データ等の加工や保存期間、期間経過後の複製データの処分方法に関しても定められて（第6条、第7条）おり、総合して、個人情報の保護の観点から安全かつ適正な管理体制がとられていると認められる。
- (5) 従って、ドライブレコーダーを設置することによる個人情報の収集保管は認められると判断する。

3 データの外部提供について

- (1) 条例第9条は、利用及び提供の制限として、第1項において目的外利用及び外部提供を禁止した上で、ただし書き第6号において、例外として「実施機関が審査会の意見を聴いたうえで、公益上必要があると認めるとき。」と規定している。また、第2項において「実施機関は、前項ただし書の規定により目的外利用・外部提供をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。」と規定し、第3項において「実施機関は、個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的、使用方法その他必要な制限を付し、又は適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めなければならない。」と規定している。そこで、公用車の運転時の事故等が発生した場合に限り、ドライブレコーダーに記録された映像データを、捜査機関のほか、保険会社等の事故の関係者に提供する（以下、「本件外部提供」という。）に際しては、公益上必要があると認められること、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないことが必要である。
- (2) まず、本件外部提供について、公益上必要があると認められるかが問題となるが、近時、ドライブレコーダーにより撮影された映像データは、交通事故やあおり運転

等の状況及び原因究明等に大きく寄与しており、全国的にもドライブレコーダーの設置が進んでいる状況である。また、公用車の事故等の発生時における状況及び原因を明らかにして適切な処理を図ることは重要である。従って、公益上の必要があると認められる。

(3) 次に、本件外部提供によって、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することがないかが問題となるが、外部提供については、要綱第8条において、公用車にかかる事故等の適切な処理のため、事故等の関係者又は捜査機関に提供する場合として、公用車の事故等の関係者又はまたは捜査機関に限り提供することを原則とした上で、例外はただし書きに定められた場合に限定している。また、データ等を外部提供するときは、要綱第9条第1項に基づき、データ提供する相手方に対し、提供したデータを適正に管理すること、目的外利用及び第三者提供の制限、及び利用目的を達成したとき又は目的が達成されないことが判明したときは、直ちにデータの返却、複製データの消去等の必要な処理を行うことを遵守させるとして、制限を付すとともに必要措置を求めており、さらに、データ等を利用又は提供をしたときは、同第2項に基づき、利用または提供の理由、期日、相手方及びデータ内容を記録しなければならないとされている。従って、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することを防止する体制がとられていると判断する。

(4) 以上から、本件外部提供については、公益上の必要があり、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することはないと認められる。

4 以上より、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり、判断する。

(参考) 審査会の処理経過

日付	内容
令和元年 7 月 17 日	諮問書の受理
令和元年 7 月 31日	審査会開催 ・事務局からの説明 ・質疑応答 ・審議
令和元年 12 月 25日	審査会開催 ・審議
令和2 年 2月 6日	答申